

# 視察報告書

報告者氏名 海老原 功一

1 委員会名  
教育福祉委員会

2 期 日 令和7年1月14日（火）

3 視察地及び調査事項  
(1) 東京都小金井市  
ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

「子どもオンブズパーソン制度の必要性について考える  
—子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるために—」

小金井市代表子どもオンブズパーソン 半田勝久氏

- ・子どもが嫌な気持ちになる理由の考察
- ・子どもにとって相談とは
- ・子どもの権利保障をはかる総合的な条例に基づく子ども施策の推進
- ・子どもオンブズパーソン制度とは（特質・機能・アプローチ）
- ・こども基本法の制定と子どもオンブズパーソンの取り組みの後押し

国連・子どもの権利委員会の日本政府報告書への総括所見によると、国レベルで条約の実施を監視する独立の機構が存在しないことへの懸念が示されており、これらのオンブズパーソンの権限、独立性及び職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源についての報告がないことを遺憾とし、情報を提供するように勧告している。

子どもオンブズパーソンは、子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのかを丁寧に聞き取り、現在起きている問題やその解決の糸口について把握し、どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのかを、本人とともに考えていくことを心がけている。つまり、「解決主体としての子ども」を中心におくアプローチである。

小金井市子どもオンブズパーソンにおける子どもの権利を基盤とした対話的アプローチとして、子どもの声や思いをもとに、子どもの気持ちを代弁しながら、すれ違っている子どもとおとな、子どもどうしの関係を対話という手法で調整している。

#### 4 所感等

昨年の松本市に続き、子どもの権利について2箇所目の視察として、子どもの権利擁護機関について学んだ。令和5年12月12日に閣議決定されたこども大綱、令和6年5月にこども政策推進会議で議論された、こどもの権利が侵害された場合の相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知の項目を見ても、国全体で取り組むべき課題であることがわかった。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 阿部 治正

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日 令和7年1月14日（火）

## 3 視察地及び調査事項

（1）東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

## 4 所感等

「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」は2009年3月に施行された「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づいて、2022年に施行されました。子どもの権利に関する条例をさらに具体化し、実効あらしめるために、相談と救済のための機関が必要だとされ、それを子どもオンブズパーソンとして具体化するための条例でした。

子どもオンブズパーソンの主な役割は、子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。権利の侵害に関する申し立てを行うとともに、オンブズパーソン自身の発意に基づいても調査、調整、勧告などを行うこと。子どもの権利に関する普及啓発を行うこととされています。

オンブズパーソンは3名置かれ、それぞれが独立して職務を行うとともに、代表のものに合議を行うともされています。もちろん市の執行部からは独立した機関とされており、同時に市の機関はオンブズパーソンの職務に積極的に協力するよう努めなければならぬとされています。

何人もオンブズパーソンに対して、子どもの権利の侵害に関する事項について相談をし、また権利侵害を取り除くための申し立

てをすることができます。オンブズパーソンは、それに応じ、申し立てを受けなければなりません。

そして、これは大事なことですが、オンブズパーソンは市の機関に対しても調査等を行うことができます。調査の必要があると認めるときには、市の機関に対して、説明を求め、市が保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、また実地調査をすることができます。事実確認等を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。そしてオンブズパーソンは、子どもの権利侵害を取り除く必要があると認めるときには、市の機関に対して勧告を行うことができます。

また、オンブズパーソンは、必要があると認めるときには、市の機関以外にも、必要な限度において、事実確認等や調整への協力を求めることができます。もしもこの求めに応じないときには、市長を通してですが、応じるように要請を行うことができます。

私は、資料によれば、オンブズパーソンに対する相談などとして、学校や市以外の機関に対するものが多いことに関連して、実際にそうした機関への調査などが行われたのかどうかを質問しました。オンブズパーソンの代表の方からは、事実そうした相談に基づく調査も行ってきたことが報告され、条例で謳われた重要な部分が機能していることを知ることができました。

また、条例は何人もオンブズパーソンに申し立てをし、オンブズパーソンはそれに応じた調査等と行わなければならないとされていますが、例外として、司法の場にのせられた案件、議会に請願または陳情として提出された案件、オンブズパーソン自身の行為に関する案件などについては、この限りではないともされています。これらのことは合理的な理由があると思われます。とりわけオンブズパーソンが対象とされた案件などは、オンブズの活動を制動するために行われる場合も想定されることを考えれば、むしろ必要なルールだと思います。

しかし、オンブズの代表の方からは、これらの案件についても、機械的な処理にならないように、相談や申し立ての具体的な内容に即した対応を行っているとの説明がありました。それもま

た、合理的な、納得できる対応だと思いました。

他にも所感として記したいことはたくさんありますが、とりあえず以上を報告とさせていただきます。

# 視察報告書

報告者氏名 矢口輝美

1 委員会名  
教育福祉委員会

2 期 日 令和7年1月14日（水）

3 視察地及び調査事項

(1) 東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

「子どもオンブズパーソン制度の必要性について考える  
—子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるために—」

半田勝久氏（小金井市代表子どもオンブズパーソン）

1) 子どもが嫌な気持ちになる理由の考察

困ったを抱えている子どもの複雑な心境があり、悩んだ時は相談するように言われても、大人に相談するにはハードルがある。子どもが相談しやすい場はどのような場なのか。（秘密を守ってくれる・あたたかい雰囲気と笑顔で迎えてくれる・遊びながらリラックスできる・うまく話せなくても聞いてくれたり、待ってくれる・自分の素直な気持ちを伝えていい・怒ったりせず自分の気持ちに寄り添ってくれる・子どものことを第一に考えてくれる・一緒に解決策を考えてくれる・電話代含めお金がかからない・気軽に電話したり、手紙を出したり、会いに行ったり、来てくれたりするところ）

2) 子どもにとって相談とは

《学校における相談・支援の課題》

- ①先生にゆとりがない
- ②子どもが抱える問題は複雑・多様化
- ③保護者の考え方が多様化し、共通理解を図るのが難しい
- ④先生は相談の専門家ではない
- ⑤相談しやすい雰囲気や環境が十分に整備できていない
- ⑥校内の協力体制、関係機関との連携がうまく図れないこともある

《自治体における子どもの相談窓口の課題》

- ①おとなの相談がほとんどで、子ども自身が安心して相談できる設計となっていない

- ②縦割り行政の影響もあり相談項目が限定されている場合が多い→ワンストップ・サービスになっていない
- ③相談から救済につながりにくい
- ④当事者間のトラブルを調整するのが困難な場合が多い

日本における様々な教育課題、家庭や地域が抱える問題も様々なため、困難な状況や傷ついた心を回復できるような「子どもの権利を基盤」にした、子どもの相談・救済の仕組みやまちづくりを推進していく必要がある。

### 3) 子どもの権利保障をはかる総合的な条例に基づく子ども施策の推進

1989年11月20日 国連・子どもの権利条約の採択

1990年代 国内批准運動

1994年 日本：子どもの権利条約批准

子どもの権利条約の理念を生かした子ども基本法や子どもの権利条例をつくらうとする動きが活発化。

《子ども条例制定の効果》

- ①自治体の姿勢・理念の明確化
- ②条例に基づく具体的な事業展開
- ③子どもの権利学習の推進、子どもの権利に関する意識啓発
- ④条例に基づいた評価・検証システムの構築
- ⑤市民・NPO・企業との子ども施策の協働実施

### 4) 子どもオンブズパーソン制度とは

《子どもオンブズパーソンの4つの機能》

- ①子どもの相談対応・個別救済機能
- ②制度改善機能
- ③子どもの権利モニタリング機能
- ④子どもの権利についての普及・啓発、教育機能

《子ども中心アプローチの7つの基本原則》

- ①開かれた姿勢とアクセスのしやすさ
- ②子どもの最善の利益
- ③子どもの参加
- ④透明性と意思疎通
- ⑤適時性
- ⑥公正性
- ⑦モニタリングと検証

《子どもオンブズパーソンの特質》

- ①子どもの権利保障の視点から既存の相談窓口の課題を克服
- ②子どもの不安な気持ちを受け止め、困りごとについて一緒に考え、もう大丈夫と思えるまで寄り添い続ける
- ③子どもの最善の利益を常に考慮した活動を心がける
- ④裁判とは違い、子ども自身が簡単に権利救済を求めることができ、比較的短期間に解決を図ることが可能
- ⑤個別の子どもが抱える問題から社会の変革（制度改善）につなげることができる

#### 《子どもオンブズパーソンの子どもへのアプローチ》

子どもにやさしい相談環境の整備→子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか→子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取る→現在起きている問題やその解決の糸口について把握→どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのかを本人とともに考えていくことを心がけている。

#### 《学校など関係機関等に訪問する事案》

訪問するか否かは、子どもの気持ちを尊重→教職員など関係当事者から当該問題の経緯や現状を確認→子どもの気持ちを代弁→子どもの気持ちと関係当事者の思いとのズレについて把握→ズレを修正、関係を修復するための方法などについて検討→子どもフィードバック→気持ちの整理や問題解決につながったか確認

#### 《小金井市子どもオンブズパーソンにおける子どもの権利を基盤とした対話的アプローチ》

子どもの声や思いをもとに、子どもの気持ちを代弁しながら、すれ違っている子どもとおとな、子どもどうしの関係を対話という手法で調整し、相互理解と相互承認、解決に向けた合意形成を促す。お互いの気持ちを橋渡しし、それぞれを理解し尊重する過程を通じて、関係を再構築していく働きが「調整」の優れた機能といえる。

### 5) こども基本法の制定と子どもオンブズパーソンの取り組みの後押し

令和5年4月1日 こども基本法施行

令和5年12月22日 こども基本法に基づき、こども大綱が閣議決定

令和6年5月31日 こどもまんなか実行計画決定

こどもの権利が侵害された場合の救済について明記された

## 4. 所感

小金井市では、2019年10月に「小金井市子どもの権利に関する条例」の制定後、10年が経過したことを契機に子どもの悩みに関する実態を市内小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒にアンケート調査を実施した。その結果、半数の子どもは悩みがある時だれかに相談できている一方で、8人に1人が相談したいけどできないと感じていたり、4割の子どもは嫌なことがあったと記憶していて、その内の3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答。また子どもが相談するのは家庭や家族が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことや、学校

と家庭以外に知り合いがいない子どもが3人に1人いるという地域の希薄化が伺える調査結果も判明した。このことから相談先に挙がっていた家族や友人など身近な人からの権利侵害については、相談しづらい状況があると分析し、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と考え、令和4年4月に市長が子どもオンブズパーソンを2名委嘱、9月から相談室を開設し、相談等の活動を開始した。

子どもの権利について勉強を始めたばかりの流山市だが、これまで多くの自治体が子どもの権利をまもるための施策に取り組む事例から学べることは多くある。流山市が子どもの権利について考えていく時、特に子どもの権利が侵害された時の相談・救済機関について早い段階から計画に盛り込んでいくことが必要である。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 \_\_\_\_\_ 桑畑伴子 \_\_\_\_\_

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日 令和7年1月14日（火）

## 3 視察地及び調査事項

(1) 東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

## 4 所感等

小金井市は2009年3月に子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、「子どもの権利に関する条例」を制定されました。

2018年には「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書が採択されて、小学3年生から中学3年生にアンケート調査「子どもの悩みや考えの実態」を行い、結果、半数の子どもは誰かに相談できている、相談相手は家族や友達が多い、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談しにくい、身近な親や友達からの権利侵害については相談しにくいなどのことがわかり、子どもが相談しやすい、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と、2022年2月子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が制定し、子どもオンブズパーソンを開設されました。

体制は、子どもオンブズパーソン2名、相談・調査専門員3名、事務局1名となっています。

子どもオンブズパーソンの特質は、①子どもの権利保障の視点から既存の相談窓口の課題を克服。②子どもの不安な気持ちを受け止め、困りごとについて一緒に考え、もう大丈夫と思えるまで寄

り添い続ける。③子どもの最善の利益を常に考慮した活動を心がける。④裁判とは違い、子ども自身が簡単に権利救済を求めることができ、比較的短期間に解決を図ることが可能。⑤個別の子どもが抱える問題から社会の変革（制度改善）につなげることができ

る。中でも、子どもの相談を受けるだけではなく、もう大丈夫と思えるまで寄り添うということが大事だと再確認が出来ました。

また、子どもの思いと関係当事者との思いのずれがある場合も、子どもの気持ちを尊重し、子どもの気持ちを代弁したり、ズレを修正したり、関係を修復するための方法を検討するなどして、子どもの気持ちの整理や問題解決につながったかの確認まで子どもに寄り添う事とお話を伺い、子どもを真ん中にして考えていると感じました。2022年、2023年度の子どもオンブズパーソンの活動報告書には分かり易く報告が書かれており、更に最後のページには、小金井市の子どもの権利条例、子どもオンブズパーソン設置条例、設置条例施行規則も載せるなどの工夫もされていました。どのような活動をしてきたのかがわかるとともに、課題についても掲載されており、その課題にどのように取り組むのかも、わかるようになっていました。

次に、子どもオンブズパーソンの施設を見学させていただきました。駅から近い場所にあり、道路に面した建物の4階で、気軽に入れるように、部屋も明るく、相談室が2カ所、また自由に過ごせるスペースがあり、様々な配慮や工夫がなされていました。

子どもオンブズパーソンの事や、子どもたちへの周知をするための催し物のお知らせ、子どもの権利とは？などのチラシ、連絡先の書いたカードなども置いてありました。

今回の視察を通して、子どもの権利条例や、子どもオンブズマンパーソンの取り組みは、本市においても必要だと感じました。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 乾 えり

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日 令和7年1月14日（火）

## 3 視察地及び調査事項

(1) 東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

## 4 所感等

昨年11月の松本市の視察で、松本市の子どもの権利に関する条例では、公的第三者機関である「子どもの権利擁護委員」が明確に規定され、それに基づいて子どもの権利擁護委員と相談室「こころの鈴」がおかれ、きめ細かく相談にのっていることを学んだ。

今回の小金井市は、平成21年に子どもの権利に関する条例を制定しているが、子どもの権利の侵害に関する相談と救済については、「救われるよう求めることができる」「速やかに対応する」と、制度的に明確な規定にはなっておらず、令和4年に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」ができて、相談・救済機関がつくられた。

小金井市の代表子どもオンブズパーソンの半田勝久先生の説明では、「本人とともに考えていくことを心がけ」、子どもと関係当事者との思いのズレがある場合、対話という手法で調整をしていく、というのが印象的だった。

ほかに、先生のパワーポイントにあった、国連・子どもの権利委員会の日本政府への総括所見で、「国レベルで条約の実施を監視する独立の機構が存在しないことへの懸念」が表明されていることは認識しておくべきことと考える。

小金井子どもオンブズパーソンの相談室を見学させていただいた。市役所からは一定の距離がある独立した場所で、子どもたちが自分から相談もしやすい環境や、オレンジ色とかわいいロゴで統一したカードなど、工夫が随所にみられた。今後の参考になると思う。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 楠山栄子

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日 令和7年1月14日（火）

## 3 視察地及び調査事項

(1) 東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

## 4 所感等

流山市は平成20年、「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定。以来、条例の見直しはなく、今回、改めて、その条例改正の可能性の意図も含め、子どもの権利条例の先進事例である小金井市を視察した。

子どもの権利に取り組んできた地方自治体はいずれも、かなりの時間を費やしてその環境整備に取り組んできている。今回視察先となった小金井市もそうである。

小金井市では、2009年子ども・若者育成支援推進法と同年に、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定。しかし、この条例では子どもの権利救済が盛り込まれていなかったため、2022年「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が可決された。今回私の関心は、その子どもオンブズパーソン相談室であった。



相談室は、とても清潔で、感じのいいオフィスの一室で、4人用の机と椅子があった。大学職員、弁護士、そして、常駐の2人。専門家の方々を踏まえた相談人員が、一人ひとりの子どもの「困った」を受け止め、子どもの権利擁護に取り組む。行われている機能は、・相談に対する助言・支援・救済活動・子どもの権利の普及啓発。相談がある子どもたちは、①電話②直接面談③手紙④メールフォームの方法で相談をする。

このオンブズパーソンは、「子どもの意見を表明する権利」を尊重し、専門家を含めた相談体制の中で子どもとともに、考えようとする相談室だった。大きくもなく、小さくもなく、子どもたちが「困ったこと」を話しやすい環境づくりに取り組んでいることがわかる。

予算はどうか。理念を実践する上でどうしてもこうした相談室は必須と考えるが、小金井市の場合、予算は、R4年度、27,307千円、令和5年度 R5:20,353千円、R6:20,704千円とのこと。年間約2000万円をかけている。私は通常、高齢者の権利擁護に取り組んでいるが、高齢者を中心とした成年後見推進センターが流山市に設置されたときを振り返った。

子どもにせよ高齢者にせよ、世代を超えた権利保護の体制づくりは必要であると同時に、極めて大事である。一方で、必要とする方に、必要なサービスを届けるということがなかなかむずかしいとも感じている。

流山市において、子どもの権利と同時に、すべての世代の権利擁護の課題を解決する手段、方法を考えるきっかけになった。

# 視 察 報 告 書

報告者氏名 坂巻 儀一

## 1 委員会名

教育福祉委員会

## 2 期 日 令和7年1月14日（火）

## 3 視察地及び調査事項

（1）東京都小金井市

ア 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例について

## 4 所感等

小金井市の「子どもオンブズパーソン」制度は、子どもの権利を守るための独立した第三者機関として、子どもたちの声を直接受け止め、問題解決に向けた支援を行う重要な取り組みです。

子どもオンブズパーソンの設置背景と目的

小金井市は、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して生活できる社会の実現を目指して、「子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、子どもの権利侵害に関する相談および救済を行うため、独立した第三者機関として「子どもオンブズパーソン」を設置しています。

子どもオンブズパーソンの役割と活動内容

子どもオンブズパーソンの主な役割は以下のとおりです：

- 相談対応：子どもやその保護者からの相談を受け付け、問題解決に向けた助言や支援を行います。相談内容は、いじめ、虐待、家庭内問題、学校でのトラブルなど多岐にわたります。
- 権利救済：相談を受けた問題が子どもの権利侵害に該当すると判断した場合、関係機関と連携し、適切な対応を取ります。必要に応じて、調査や勧告を行い、子どもの権利が守られるよう努めます。

- ・啓発活動：子どもの権利に関する理解を深めるため、学校や地域での講演会やワークショップを開催し、子どもや大人に対して啓発活動を行います。また、子ども向けの情報サイトを開設し、権利に関する情報提供を行っています。

#### 具体的な取り組み事例

小金井市の子どもオンブズパーソンは、以下の具体的な取り組みを行っています：

- ・オンブズBOXの設置：市内の中学校に「オンブズBOX」を設置し、子どもたちが気軽に悩みや意見を投函できる仕組みを作りました。これにより、直接相談しづらい子どもたちも、自分の気持ちを表明することができます。
- ・職場体験の受け入れ：市内の中学生を対象に、子どもオンブズパーソンの活動を体験する職場体験プログラムを実施しています。これにより、子どもたち自身が権利擁護の重要性を学び、理解を深める機会を提供しています。

#### 考察と感想

小金井市の子どもオンブズパーソン制度は、子どもの権利を守るための先進的な取り組みとして高く評価できます。特に、独立した第三者機関としての位置づけにより、子どもたちが安心して相談できる環境を提供している点は大きな意義があります。

一方で、制度の認知度向上や利用促進のためのさらなる工夫が求められます。例えば、子どもオンブズパーソンの存在を知らない子どもや保護者もいる可能性があるため、学校や地域コミュニティを通じた広報活動の強化が必要だと感じました。

また、子どもたちが自分の権利に気づき、適切に表明できるよう、権利教育の充実も重要です。子どもオンブズパーソンの活動を通じて、子どもたち自身が権利意識を高め、主体的に行動できる社会の実現が期待されます。

総じて、小金井市の子どもオンブズパーソン制度は、子どもの権利保障のモデルケースとして、他の自治体にも参考になる取り組みであると考えます。今後も、子どもたちの声を大切にし、より良い支援体制の構築に努めていくことが望まれます。

また、教育福祉委員会として、昨年11月に視察させていただ

いた長野県松本市の「子どもの権利条例」の取り組みとの対比としては、東京都小金井市の「子どもオンブズパーソン」制度と、長野県松本市の「子どもの権利条例」の取り組みは、いずれも子どもの権利を尊重し、子どもが安心して生活できる社会の実現を目指す重要な施策です。これらの取り組みを比較・検討することで、子どもの権利保障に関する多角的な視点を得ることができると考えます。

#### 小金井市の子どもオンブズパーソン制度

小金井市では、子どもの権利侵害に関する相談や救済を目的として、独立した第三者機関である「子どもオンブズパーソン」を設置しています。この制度は、子どもの意見表明権を尊重し、子どもと共に最適な解決策を模索する姿勢が特徴です。具体的には、いじめや体罰、差別、不登校、虐待など、子どもを取り巻くさまざまな問題に対して、子どもが安心してSOSを発信できる環境づくりを推進しています。

#### 松本市の子どもの権利条例の取り組み

一方、松本市では、2013年に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。この相談室では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援を行っています。また、子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指しています。

#### 比較と考察並びに感想

両市の取り組みは、子どもの権利保障を目的としていますが、そのアプローチには違いがあると考えます。小金井市の子どもオンブズパーソン制度は、独立した第三者機関として、子どもの権利侵害に対する相談・救済活動を中心に据えています。これにより、子どもが直接相談しやすい環境を提供し、問題解決に向けた具体的な支援を行っています。

一方、松本市の取り組みは、条例の制定を通じて、子どもの権利に関する基本的な枠組みを構築し、相談室や擁護委員の設置など、制度的な支援体制を整備しています。これにより、子どもの権利に関する啓発や教育、そして相談・支援活動を包括的に展開して

います。

小金井市の子どもオンブズパーソン制度は、子どもの声を直接受け止め、迅速かつ適切に対応する仕組みとして非常に有効であり、子どもの意見表明権の尊重という観点から高く評価できます。一方、松本市の取り組みは、条例に基づく包括的な支援体制を構築し、子どもの権利保障を制度的に支える点で優れていると感じます。

両市の取り組みを比較すると、直接的な支援を重視する小金井市と、制度的な枠組みを重視する松本市という違いが見えてきます。しかし、いずれのアプローチも子どもの権利保障において重要であり、相互に補完し合う関係にあると考えます。今後、他の自治体においても、これらの取り組みを参考にし、地域の実情に応じた子どもの権利保障の体制を整備していくことが望まれます。